平成２２年（フ）第７５１１号
大阪府東大阪市長田中４丁目１番３号
破産者　株式会社東和シール
１　破産債権の届出期間　平成24年５月９日まで
２　一般調査期日　平成24年６月18日午後４時
平成24年４月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５１２号
奈良県北葛城郡王寺町王寺２丁目12番24―505号、前住所奈良県香芝市真美ヶ丘３丁目５番22号　マミールハイツ105号
破産者　東野　廣美
１　破産債権の届出期間　平成24年５月９日まで
２　一般調査期日　平成24年６月18日午後４時
平成24年４月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５１３号
奈良県北葛城郡王寺町王寺２丁目12番24―505号、前住所奈良県香芝市真美ヶ丘３丁目５番22号　マミールハイツ105号
破産者　東野　和子
１　破産債権の届出期間　平成24年５月９日まで
２　一般調査期日　平成24年６月18日午後４時
平成24年４月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１３２号
大阪市住吉区遠里小野１丁目８番12号、開始決定時の住所大阪市住吉区清水丘２丁目８番20号
破産者　加登商店こと　加登　清文
１　破産債権の届出期間　平成24年５月11日まで
２　一般調査期日　平成24年６月11日午後３時30分
平成24年４月９日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の特別調査期間

平成２３年（フ）第１１１号
山口県岩国市藤生町１丁目13番21号
破産者　紙岡　英男
特別調査期間　平成24年５月14日から平成24年５月21日まで
平成24年４月９日　山口地方裁判所岩国支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第１１７号
山口市下小鯖2706番地３
破産者　株式会社西日本型枠
異議申述期間　平成24年５月９日まで
平成24年４月６日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０号
石川県鳳珠郡能登町字時長キ字14番地
破産者　中下　達雄
異議申述期間　平成24年５月30日まで
平成24年４月９日　金沢地方裁判所輪島支部

平成２３年（フ）第４６１号
福岡県春日市上白水７丁目95番地
破産者　株式会社おおしお
異議申述期間　平成24年６月５日まで
平成24年４月５日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２５号
宮崎県都城市安久町1404番地１
破産者　株式会社雅輝
異議申述期間　平成24年６月８日まで
平成24年４月９日　宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１０８３号
福岡市東区箱崎ふ頭５丁目１番17号
破産者　株式会社徳光ロジスティックス
異議申述期間　平成24年６月11日まで
平成24年４月９日
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第３００６号
大阪市阿倍野区阿倍野筋１丁目１番43号
清算株式会社　丸物不動産株式会社
代表清算人　藤木　剛一
１　決定年月日　平成24年４月６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第１０２号
和歌山市黒田７番地
清算株式会社　株式会社トーヨー食品
１　決定年月日　平成24年４月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
和歌山地方裁判所民事部

保全管理命令

平成２４年（再）第１号
広島市南区宇品海岸１丁目８番８号
再生債務者　芸備商船株式会社
１　主文　保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　広島市中区上八丁堀８番８号第１ウエノヤビル７階　弁護士　坂下　宗生
平成24年４月４日
広島地方裁判所民事第４部

再生債権の特別調査期間

平成２３年（再）第３号
岐阜県美濃加茂市下米田町小山672番地
再生債務者　株式会社春日
特別調査期間　平成24年４月27日から平成24年５月11日まで
平成24年４月６日　岐阜地方裁判所民事部

書面による決議に付する決定

平成２２年（再）第１号
島根県隠岐郡隠岐の島町有木曲坂33番地
再生債務者　株式会社亀屋産業
１　決議に付する再生計画案　平成24年１月19日付け再生債務者提出の再生計画案
２　再生計画案に対する回答期限　平成24年５月31日まで
平成24年４月６日　松江地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第１７号
大阪市中央区島之内２丁目５番11号
再生債務者　中正機械金属株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成24年４月４日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成24年５月30日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成24年５月18日
平成24年４月６日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画不認可・保全管理命令及び包括的禁止命令

平成２３年（再）第１号
岡山市南区西市522番地の１
再生債務者　オゴー開発株式会社
１　主文　本件再生計画を認可しない。
保全管理人による管理を命ずる。
すべての債権者は、再生債務者につき民事再生法250条１項の規定による破産手続開始決定があるまでの間、再生債務者の財産に対し、破産法25条１項に規定する強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
２　保全管理人　岡山市北区中山下１－９－１山陽アルファ中山下ビル６階　おもてまち法律事務所　弁護士　加瀬野忠吉
３　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項２号に定める事由がある。
平成24年４月３日
岡山地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第２号
北海道斜里郡斜里町光陽町37番地１
再生債務者　伊藤　英雄
１　決定年月日時　平成24年４月６日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月７日まで
４　一般異議申述期間　平成24年５月18日から平成24年５月29日まで
釧路地方裁判所網走支部

平成２４年（再イ）第２号
山形県新庄市十日町784番地
再生債務者　小野　政春
１　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月７日まで
４　一般異議申述期間　平成24年５月21日から平成24年６月４日まで
山形地方裁判所新庄支部